

# 日本税関労働組合 共済基金規則

## （根拠）

第1条 この規則は、日本税関労働組合特別会計規則第3条第6号に基づき定める。

## （目的）

第2条 この規則は、組合員の相互扶助のために共済基金を設け、組合員及びその家族の生活の安定に寄与することを目的とする。

## （資金の原資及び管理）

第3条 一般会計から原資として、共済基金特別会計に積立金として支出し、金融機関に預け入れ、管理しなければならない。

## （給付金）

第4条 次のいずれかに該当した場合は、別表の金額を支給する。

- （1）組合員が死亡したとき
- （2）組合員の配偶者又は子が死亡したとき
- （3）組合員の居住する住宅及び家財が災害により損害を受けたとき
- （4）組合員が長期療養のため病気休暇の取得日数90日を超え俸給が半減又は休職となったとき
- （5）組合員が結婚したとき
- （6）組合員又はその配偶者が出産したとき

2 本条の給付金を受けることのできる者は、組合員及びその家族に限るものとする。

3 本条の給付金（第1項第1号及び同第2号の給付金を除く）は、支給事実発生の日又は事実の終了の日のいずれか遅い日から起算して2年以上経過した場合には支給しない。

## （給付金の支出）

第5条 第4条第1項第1号及び同第2号に該当した場合は、速やかに支出しなければならない。

2 第4条第1項第3号から第6号に該当した旨、組合員から請求があった場合は、速やかに支出しなければならない。

ただし、加入後1年に満たない組合員の場合は、加入後1年を経過した後、速やかに支出するものとする。

## （給付金の請求）

第5条の2 第1項の給付については、訃報連絡の写し等をもって支出する。

2 第4条第1項第2号から6号の支給を受けようとする者は、「共済基金支給請求書」を日本税関組合中央執行委員長に提出しなければならない。

3 前項による請求には、それぞれの事項を証する公的書類等の写しを添付するものとする。

## （協議事項）

第6条 その他共済基金に関する事項で、本規則に定めないものは、中央執行委員会で協議し決定するものとする。

# 日本税関労働組合 共済基金規則

(改廃)

第7条 この規則は、大会の審議を経なければ改廃することができない。

附 則（平成 17 年 10 月 12 日 第 46 回大会）

- 1 この規則は、平成 17 年 10 月 14 日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 24 日 第 51 回大会）

- 1 この規則は、平成 22 年 9 月 24 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 22 日 第 53 回大会）

- 1 この規則は、平成 24 年 9 月 23 日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 21 日 第 54 回大会）

- 1 この規則は、平成 25 年 9 月 22 日から施行する。

附 則（平成 30 年 9 月 22 日 第 59 回大会）

- 1 この規則は、平成 30 年 9 月 23 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 17 日 第 62 回大会）

- 1 この規則は、令和 3 年 9 月 18 日から施行する。

# 日本税関労働組合 共済基金規則

年 月 日

日本税関労働組合  
中央執行委員長 殿

## 共済基金支給請求書

私は、日本税関労働組合共済基金規則第5条第2項に基づき、共済基金の支給を請求します。

該当事由： （ ） 居住する住宅及び家財が災害により損害を受けた  
（ ） 長期療養のため病気休暇の取得日数が90日を超え俸給が半減又は休職した  
（ ） 結婚した  
・ 配偶者が組合員の場合・・・配偶者名（旧姓）  
・ 改姓した場合・・・旧姓  
（ ） 組合員又はその配偶者が出産した 第 子  
・ 請求者が夫の場合・・・配偶者名  
・ 配偶者所属

氏 名： 印

※ 該当事由に○印を入れ、出産給付金の場合は第何子かを記入し、罹災証明、給与明細、入籍届、出産届等公的書類等の写しを添付して記名押印の後、提出してください。

受領方法(希望する受領方法の番号を○で囲み、必要事項を記入してください。)

- ① 現金で受領 受取人氏名： 組合員との続柄
- ② 銀行口座振込 振込先銀行名・支店名：  
(ゆうちょ銀行を含む) 口座番号：  
口座名義：
- ③ 自宅に送金 自宅の住所・電話番号等 〒

## 日本税関労働組合 共済基金規則

(別 表)

| 支給区分  |                                           | 支給額      | 備 考 |
|-------|-------------------------------------------|----------|-----|
| 死亡給付金 | 本人                                        | ¥100,000 |     |
|       | 配偶者                                       | ¥20,000  |     |
|       | 子                                         | ¥20,000  |     |
| 災害給付金 | 組合員の居住する住宅及び家財が災害により損害を受けた場合              | ¥10,000  |     |
| 病休給付金 | 病気休暇を90日取得し、引き続き勤務しないことにより俸給が半減又は休職となった場合 | ¥30,000  |     |
| 結婚給付金 |                                           | ¥10,000  |     |
| 出産給付金 | 子一人                                       | ¥10,000  |     |
|       | 第3子から                                     | ¥20,000  |     |